

設立（金銭のほか，金銭以外の財産（債権，不動産等）が出資される場合）

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第43条第1項第1号）金〇〇円
- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第43条第1項第2号）（注2）金〇〇円
- ③ ①+②金〇〇円

資本金の額〇〇円は，会社法第445条及び会社計算規則第43条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注3）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注4）

- （注） 1 設立に際して出資される財産が金銭のみの場合は，資本金の額の計上に関する証明書を添付する必要はない。
- 2 出資をした者における帳簿価額を計上すべき場合（会社計算規則第43条第1項第2号イ，ロ）には，帳簿価額を記載する。
- 3 株主となる者が払込み又は給付をした財産の額（③の額）の2分の1を超えない額を資本金として計上しないこととした場合は，その旨を上記証明書に記載するとともに，定款に定めがあるときを除き，その額を決定したことを証する発起人の全員的一致があったことを証する書面の添付を要する。
- 4 代表者が設立の登記の際に登記所に届け出る印を押印する必要がある。